

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
八橋警察署	<u>塩津駐在所</u>	西伯郡大山 町 <u>塩津</u>	略	八橋警察署	<u>田中駐在所</u>	西伯郡大山 町 <u>田中</u>	略
略				略			

附 則

この規則は、平成21年3月9日から施行する。